

「たたみくらぶ」会則

第1章 総 則

第1条 (名 称)

この会は、たたみくらぶ(以下「本会」という)と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、(株)井口 内に置く。

第2章 目的及び活動

第3条 (目 的)

本会は自主運営を以って会員相互間の情報交換、交流を図ることにより、会員企業の体質強化並びに事業の拡充を目指し、会員相互が啓発しあい、会員企業の発展と共生を図ることを目的とする。

第4条 (活 動)

本会は前条の目的を達成するため次の活動を行う。

1. 各会員が、“たたみくらぶ”(商標登録済み)を看板とし、営業活動を行う。
2. 会員間の良きパートナーとの出会いの情報を提供し、研究会、情報交換、販売協力、支援、提携等のビジネスチャンスを広げ、交流を図る場として機能する。
3. ビジネスに関する情報交換、販売協力と支援、提供等の活動をする。
4. 新商品の拡大。ビジネスとその方法に関する調査研究をする。
5. 交友団体との協調、連携をする。
6. 会誌の発行並びに上記各項の活動を行うに必要な各種資料の刊行配布をする。
7. その他前条の目的を達するために必要な活動をする。

(活 動)

1. 指定テリトリー外での営業も認められる。
2. 商品の価格は統一価格ではない。ただし一定の期間、製品やサービスを特別に同一価格にて提供する期間を設けることがある。
3. 同一商品の加盟店に対する価格は、配送費、大量購入割引を除いて同一である。
4. 同一テリトリーで本部と加盟店、加盟店同士が競合することもあり得る。
5. 本部が紹介したお客様に対して、営業上の制約は存在しない、しかし、DMやアンケート等をお願いすることがある。
6. 加盟店が増えることにより、暫定テリトリーがカットされることがある。
7. 広域広告(ラジオCM)等を企画する際に、会員には、別途負担を確認する。但し、1営業所当たりの負担は月10万円までとする。

第3章 会 員

第5条 (会員の資格)

本会の会員たる資格を有する者は、政治、宗教、占い、マルチ商法等の行為者ならびに会員に多大なる迷惑となるビジネス業種及び法に抵触する者を除き、本会の目的及び活動に賛同する者とする。

1. “たたみくらぶ”は、転換型フランチャイズとする。(それぞれ基盤を持った独立事業体が分散しているような業界や、各事業の経営技術よりも特定グループに所属することの方が重要となる業界においてもっとも効果を発揮するシステム。)
2. フランチャイズテリトリー 加盟店は、車両移動距離15分圏内(約3km)若しくは、人口25万人に対して1軒程度とする
3. 品質の証として一級技能士が1人以上居ることを条件とする。

第6条 (会員資格の取得)

1. 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続きを行い、会員または推薦委員の推薦

により承認を得て入会することができる。

2. 会員の登録は、原則として一地区一社とする。

3. 会員は経営者とする。

第7条 (会員の権利義務)

1. 会員は本会の活動につき、その便宜を受ける権利を有する。

2. 会員は本会の運営活動に積極的に参加する権利及び義務を有する。

第8条 (資格の喪失)

会員は自らの意思により本会を退会する場合を除き、次の各項の一つ以上に該当する場合には、その資格を失う。ただし、この場合本人に弁明の機会を与えなければならない。

1. 諸会費を納めない場合。

2. 会員の所属する事務所が閉鎖又は解散した場合。

3. 本会及び会員に多大なる迷惑を及ぼした場合。

4. 加盟店主が死亡等により事業が継続できない場合、ただちに契約を解除し、精算するものとする。

5. 脱会後は、3ヶ月以内にロゴ、キャラクターの掲示を撤去する。撤去できない場合は、その期間中の会費を申し受ける。

6. 本会の趣旨に反し、“たたみくらぶ”の繁栄を阻む場合

第9条 (会員資格期間)

会員資格期間を3年間とする。双方異議申し立てがなければ、3年ごとに更新するものとする。

第10条 (会費と入会登録費)

Q T I 会員は入会登録費用 3 万円

Q T I 会員以外の場合は登録審査費用 1 0 万円 (経営診断費を含む)

登録営業所 月会費は 3 0 0 0 円

工場設備がある営業所 1 カ所につき 1 0 0 0 円加算

第11条 (九州タタミインテリアグループへの加盟 (Q T I))

Q T I グループは、九州の畳屋さん中心のグループです。

Q T I グループに入会することによって、“たたみくらぶ”への今後の販促物の作成等について話し合う機会が増えます。

第4章 規則の変更及び解散

第12条 (会則の変更及び解散)

この会則の変更及び解散は総会において会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により変更及び解散することができる。

会員企業数が10企業以下となった場合は、会員と事務局長にて存続の可否を決定し総会に図る。

第9章 雑 則

第13条

この規則の施行に必要な細則は順次定める。

第14条

この規則は平成15年3月1日より施行する。

「付則」